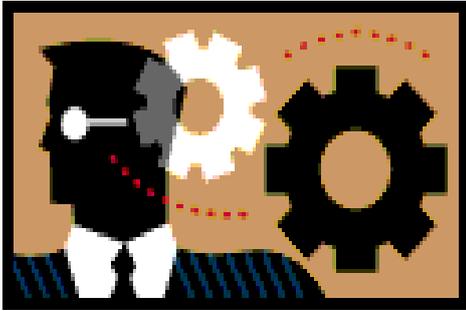


# 月刊 岩田会計 第11号

平成19年11月30日

税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
早いもので平成19年度も、残すところ1ヶ月です。  
各病院ではインフルエンザのワクチンも不足しているようです。  
何事も早めに対応しておきましょう。  
1年間を振り返り、やり残したことはないか確認し、悔いの残らないように今年のうちにはやっておくようにしましょう。



## 【平成19年11月号】 年末調整

いよいよ年末調整の時期に入りわれわれの業界は繁忙期へと突入していきます。  
年末調整とは年末現在で会社に在籍する社員さんの1年間に支給された給料から差し引かれていた源泉所得税を税法上の控除を行い精算する作業です。皆様の会社におかれましても社員さんの保険料控除証明書や扶養控除等申告書、住宅控除を受けている方はその証明書、社会保険未加入の会社は国民年金支払証明書や国民健康保険の支払額等を速やかに集めていただき集計していきます。その結果、徴収税額が多かった人は還付、少なかった人は徴収といった精算をすることになります。年末調整をした結果、納付税額のある会社は翌年1月10日または20日までにこの税額を納付します。そして1月31日までに給料等や報酬、地代等の調書を作成した法定調書という資料を税務署に提出します。年末までにこの作業を済ませて新たな気持ちで新しい年を迎えたいものです。電子申告制度も徐々に浸透してきています。電子申告控除も今年度と来年度は一定の要件に該当する人は受けることができます。  
実際に取り組む際には是非ご相談ください。

岩田会計事務所は経営理念作成支援、経営計画書作成支援業務、行動計画支援業務に力を入れて取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。